

VI. 延長保育

保育時間の延長を希望する場合は、巻末「学童保育クラブ延長保育時間利用申請書」を利用月の前月末までにご提出ください。

1. 対象学年・延長保育時間（全学童保育クラブで実施）

対象学年	区内在住又は在学の小学生（1年生～小学6年生）		
学校登校日	午後6時15分～午後7時		
学校休業日	・平日 午前8時～午前8時15分、午後6時15分～午後7時 ・土曜日 午前8時～午前8時30分、午後6時～午後7時		
延長保育時間	学校登校日	下校時～午後6時15分	午後6時15分～午後7時
	学校休業日（平日）	午前8時～午前8時15分	午前8時15分～午後6時15分
	（土曜日）	午前8時～午前8時30分	午前8時30分～午後6時
			午後6時～午後7時

2. 申請方法（利用開始・停止）・利用方法

- ・朝の延長保育（学校休業日に限る）及び夕方の延長保育を利用することができます。
- ・利用する具体的な日時については、入所する学童保育クラブにお申し出ください。
- ・希望する月の前月末までに申請がないと、利用開始・停止はできません。
- ・児童の帰宅の際は必ず保護者等のお迎えが必要です。
- ・延長保育のみの利用はできません。

項目	内容
申請期日	開始、停止を希望する月の前月末日まで
提出書類	学童保育クラブ延長保育時間利用申請書
提出先	学童保育クラブ又は子育て支援課児童館係
利用開始の連絡	子育て支援課児童館係から通知をお送りします。

3. 延長保育料

- ・延長保育料は、学童保育料と合算して原則口座振替によりお支払いいただきます。
- ・保育料及び延長保育料は利用日数に関わらず、月額の保育料がかかります。月の途中で入所、辞退及び延長利用をしなくなった場合でも日割計算は行いません。
- ・学童保育料の軽減、減額又は免除が適用されている世帯は、延長保育料にも適用されます。

	保育料	延長保育料	条件
通常	8,000 円/人	1,000 円/人	負担軽減、減額又は免除に該当しない全ての方
負担軽減 又は 減額	4,000 円/人	500 円/人	（負担軽減） ・子どもが2人以上学童保育クラブに在籍している場合の2人目以降の児童 ・弟や妹が保育所等に在籍している場合 （減額） ・就学援助所受給世帯 ・区市町村民税所得割税額が1万円以上の世帯
免除	0 円	0 円	・生活保護受給世帯 ・区市町村民税非課税世帯 ・区市町村民税均等割のみの課税世帯 ・3人以上の子どもを扶養している世帯の第3子以降の児童

減額免除の申請方法については、「VII. 負担軽減、減額又は免除」（21～22 頁）を参照してください。